

亀山市都市マスタープランに関する実績等報告書(令和6年度)

(建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	H 31 ~ R 9 年度
位置付け	本計画は、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を策定するものであり、市町村の建設に関する基本構想(亀山市総合計画)に即したものである必要があり、総合計画基本構想に掲げる都市空間形成方針を具現化するものである。
目的・概要	亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用及び都市施設の整備に関する基本方針を明らかにすることで、将来にわたり暮らしやすい都市を形成することを目的としており、都市形成の基本的な方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担う。

計画の骨格



都市づくりの戦略方針(重点項目)

エリアを対象にした都市づくり	亀山駅周辺まちづくり
	関宿周辺まちづくり
	井田川地域の住宅団地再生
適切な土地利用の誘導(土地利用制度の検討・運用)	

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R6)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	<p>市内有数の住宅団地であるみずきが丘及びアイリス町の用途地域指定に向け、住民説明会をはじめとする地域との協議や、県関係部局との協議を実施するとともに、都市計画審議会にて審議を行った。</p> <p>また、都市づくりの戦略方針において位置付ける「関宿周辺まちづくり」について、地域住民や関係者等のまちづくりに関わる方々と意見交換を行った。</p> <p>令和7・8年度に予定している都市マスタープランの策定及び立地適正化計画の改定に係る基礎資料とするため、都市動向の分析や誘導効果の検証等を行った。</p>
成果	<p>みずきが丘及びアイリス町の良い住環境を将来にわたり保護するために必要な用途地域の指定に向けた関連手続きを進めることができた(令和7年4月指定)。</p> <p>また、関宿周辺まちづくりに関する意見交換を行うことで、関宿の現状や地域住民・関係者等のまちづくりに関わる方々の意向を把握することができた。</p> <p>立地適正化計画の評価検証については、計画期間内における都市の動向等を客観的に分析することができ、都市マスタープランの策定及び立地適正化計画の改定に向けた課題を整理することができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>1.1 魅力的な都市空間の形成 ①計画的な土地利用の推進 住宅団地における用途地域の指定を進めることで、将来にわたる適正な都市形成の確保に寄与している。</p> <p>1.1 魅力的な都市空間の形成 ②活力ある市街地の形成 都市づくりの戦略方針に基づき既存の都市基盤を有する都市拠点の活性化を進めることで、持続可能な都市構造の実現に寄与している。</p>

反省点・課題	<p>都市づくりの戦略方針に掲げる3つのエリア(亀山中央・井田川団地・関宿周辺)における具体的な計画策定には至らなかったことから、都市マスタープランの策定等を進める過程で取組の評価・検証を行い、施策継続の是非や再検討を行う必要がある。</p> <p>また、立地適正化計画の評価検証の結果を、計画の策定・改定に適切に反映し、実効性をより高めていく必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>令和6年度に実施した立地適正化計画の評価検証の結果をはじめ、今後実施する都市マスタープランの総括等を踏まえ、都市マスタープランの策定及び立地適正化計画の改定を進める。</p> <p>策定に当たっては、上位計画となる第3次総合計画基本構想(令和7年度末に策定予定)と整合を図りつつ、都市拠点づくりの推進方策についても整理していく。</p>
--------	---